

大気汚染防止法、石綿含有廃棄物等処理マニュアル※¹の改正を受け、石綿含有仕上塗材の廃棄物の扱いが変更されました。

※1 環境省環境再生・資源循環局作成

- 石綿含有仕上塗材が廃棄物になったものは、吹付け工法であるか否かにかかわらず、産業廃棄物の「石綿含有産業廃棄物」となりました。
(石綿含有吹付けパーライト、石綿含有吹付けバーミキュライトを除く)
- 石綿含有仕上塗材が高圧水洗工法等により除去され、泥状の状態で廃棄物となったものは、「汚泥(石綿含有産業廃棄物)」として取り扱います。
- これに伴い、産業廃棄物処理業の許可証は、順次、「汚泥」の品目に「石綿含有産業廃棄物を含む(除く)」を記載することとします。

石綿含有仕上塗材の廃棄物の区分

廃棄物の種類	石綿含有吹付けパーライト及び石綿含有吹付けバーミキュライト	吹付け工法で施工された石綿含有仕上塗材 (左記を除く)	吹付け以外の工法で施工された石綿含有仕上塗材
変更前	特別管理産業廃棄物「 <u>廃石綿等</u> 」 (変更なし)	特別管理産業廃棄物「 <u>廃石綿等</u> 」	産業廃棄物の石綿含有産業廃棄物「 <u>廃プラスチック類</u> 」、「 <u>がれき類</u> 」、「 <u>ガラ陶</u> 」
変更後		産業廃棄物の石綿含有産業廃棄物 「 <u>廃プラスチック類</u> 」、「 <u>がれき類</u> 」、「 <u>ガラ陶</u> 」 又は「 <u>汚泥</u> 」※ ² (追加)	

※2 高圧水洗工法等により除去され、泥状の状態での廃棄物となったものが対象

石綿含有仕上塗材の廃棄物を扱う際の措置について

1 排出時

- 比較的飛散性が高いため、排出時に耐水性のプラスチック袋等により二重こん包してください。
- 汚泥は、含水率を85%以下とし、埋立処分する必要があります。このため、こん包の前に建設・解体工事業者が固型化、薬剤による安定化等の措置を講じてください。
(石綿含有産業廃棄物の汚泥は、脱水・焼却等の処理ができません。)



二重こん包の例

2 収集運搬時

- 石綿含有産業廃棄物が、破碎することのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して、収集し、運搬してください。
- 石綿含有仕上塗材が廃棄物になったものは、飛散や流出を防止するため、排出時に措置した二重こん包の状態のまま運搬してください。
- 運搬車両は、荷台全体をシート等で覆い、粉じんの飛散を防止するとともに、石綿等が入っていること及びその取り扱い注意事項の表示をテープ等で行ってください。

産業廃棄物処理業の許可証の書換え等について

- 新たに「石綿含有産業廃棄物」の許可が必要な方は、許可申請をしてください。
- 「汚泥（石綿含有産業廃棄物）」に係る許可証の書換えは、更新許可、変更許可又は変更届（許可証の書換えがある場合）時に行います。早期の書換えを希望する場合は、随時、変更届を受け付けます。
- 詳細な取扱い、必要な書類等は市ウェブサイトでご確認ください。
ページID 1054899

<問合せ先>

一宮市環境部廃棄物対策課

TEL 0586-45-5374 **FAX** 0586-45-0923

※ 愛知県及び政令市（名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市）で許可を受けている場合は、愛知県尾張県民事務所及び各政令市の廃棄物担当課へお問い合わせください。

